

二戸労働基準監督署ニュース

1 全国労働衛生週間が始まります！

令和4年度の全国労働衛生週間は10月1日（土）から10月7日（金）まで（準備期間9月1日から9月30日まで）です。事業者や衛生管理者の職場巡視を強化し、快適な職場環境の整備、過重労働対策、メンタルヘルス対策にも取り組んでください。

令和4年度スローガン

「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

2 中小事業主のみなさまへ！

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の

割増賃金率が引き上げられます

○改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

改正前

（2023年3月31日まで）

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

改正後

（2023年4月1日から）

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

25%から50%へ！

➢2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

助成金もご活用ください

働き方改革推進支援助成金



業務改善助成金



本紙に関する問合せは二戸労働基準監督署（TEL0195-23-4131）まで。

死亡災害が多発しています



二戸労働基準監督署管内で今年3件目の死亡災害が発生

本年7月11日、二戸労働基準監督署管内で死亡災害が発生しました。

木材伐出現場で、車両系木材伐出機械により立木を倒したところ、つるが絡んでいた他の立木が折れ、被災者の頭部を直撃したものです。二戸労働基準監督署管内の令和4年の死亡労働災害は**本件で3件目（林業で2件目）**です。

令和4年1月～7月の休業4日以上労働災害発生状況（速報値）

	製造業	建設業	道路貨物 運送業	林業	小売業	社会福祉施 設	全産業 合計 (左記以外の業 種含む)
今年度	16	19	10	10	7	7	93
前年同期	21	20	8	3	4	6	78
増減率(%)	▲23.8	▲5	Δ25	Δ233	Δ75	Δ16.7	Δ19.2

基本事項を徹底してください！！（全業種共通事項）

前年比2割近い増加！！！！

1 作業に必要な資格の確認

労働者に行わせる作業に必要な資格（免許、技能講習、特別教育）を再度確認してください。無資格での事故＝無資格で作業させた事業主の責任となります。口頭ではなく、資格証の原本を確認する方法で、労働者の資格の有無を把握してください。

2 作業計画の作成

車両系木材伐出機械をはじめ、車両系建設機械、車両系荷役運搬機械を用いた作業その他各種作業で、事前に作業計画を作成することが規程されています。

「いつもやっている作業だからわかっているだろう」と作業任せにせず、作業場所の状況を把握し、作業手順や立入禁止区域などを具体的に決め、労働者に周知させたうえで作業に臨んでください。

二戸労働基準監督署では、労働安全衛生関係法令の周知啓発、労働災害防止のためのパトロール、発生した労働災害の再発防止のための立ち入り調査、重大・悪質な事案の場合の送検など、労働者の命と健康を守るための業務を**強化**し進めてまいります。